

戸籍法の改正に伴う舞鶴市手数料条例の改正について (戸籍謄本等の広域交付等)

【内容・効果・手数料】

項 目	①戸籍謄本等の 広域交付	②戸籍(除籍)電子証明書 提供用識別符号の発行	③届書等情報内容証明書 の交付等
内 容	自らや父母等の 戸籍について、 本籍地の市区町 村以外の窓口で も戸籍謄本等の 交付請求が可能 になる。	戸籍(除籍)電子証明書提 供用識別符号を行政機関 に提出することにより、戸 籍(除籍)電子証明書(電 子的な戸籍記録事項の証 明情報)の提供を可能とす る。	届書等情報(届書等の書 類を画像情報として作成 したもの)の内容に係る 証明書の交付請求が可能 となる。また、同情報の内 容を出力したものの閲覧 請求が可能となる。
効 果	最寄りの市役所 等で請求が可能 になる。	戸籍謄本等の添付が不要 になることから、諸手続き をオンラインで申請する ことが可能になる。	
手数料	戸籍 450 円 除籍 750 円	戸籍 400 円 除籍 700 円 (徴収しない場合あり。)	証明書 350 円 閲 覧 350 円

※戸籍法改正(令和元年5月24日成立、令和元年5月31日公布、令和6年3月1日施行)

【施行日】

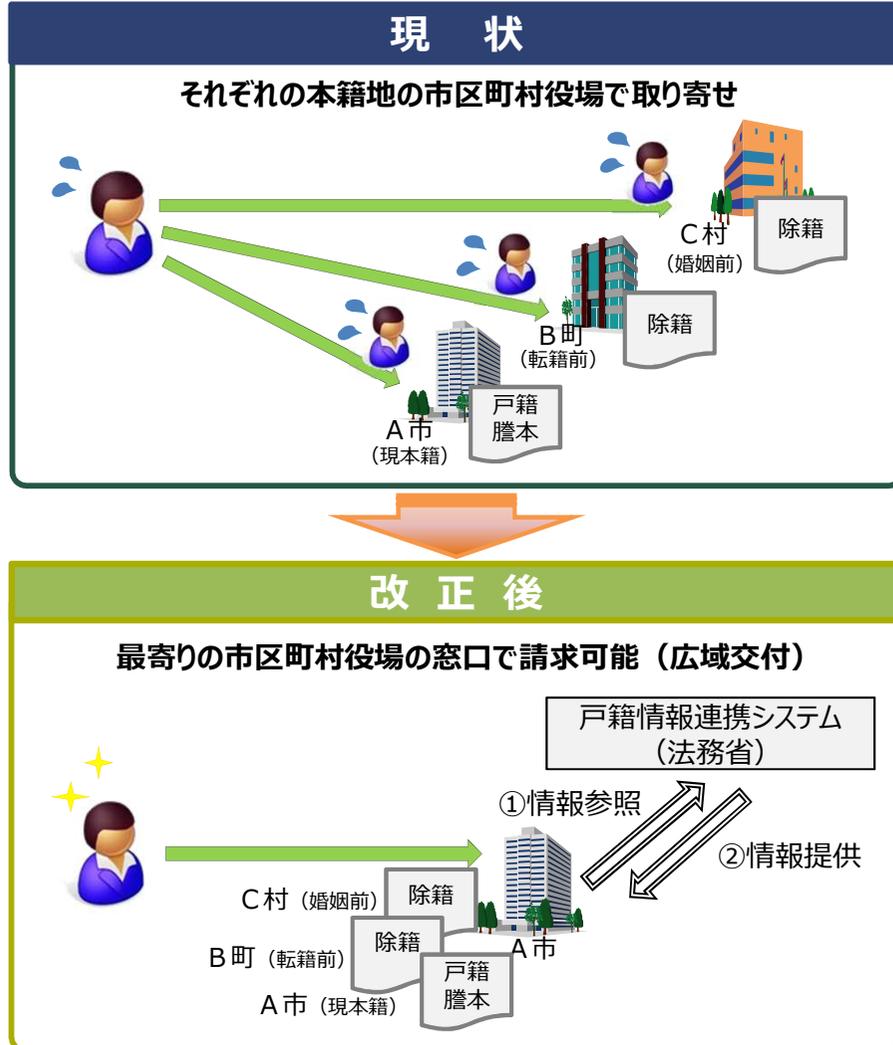
令和6年3月1日

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは以下のとおり。

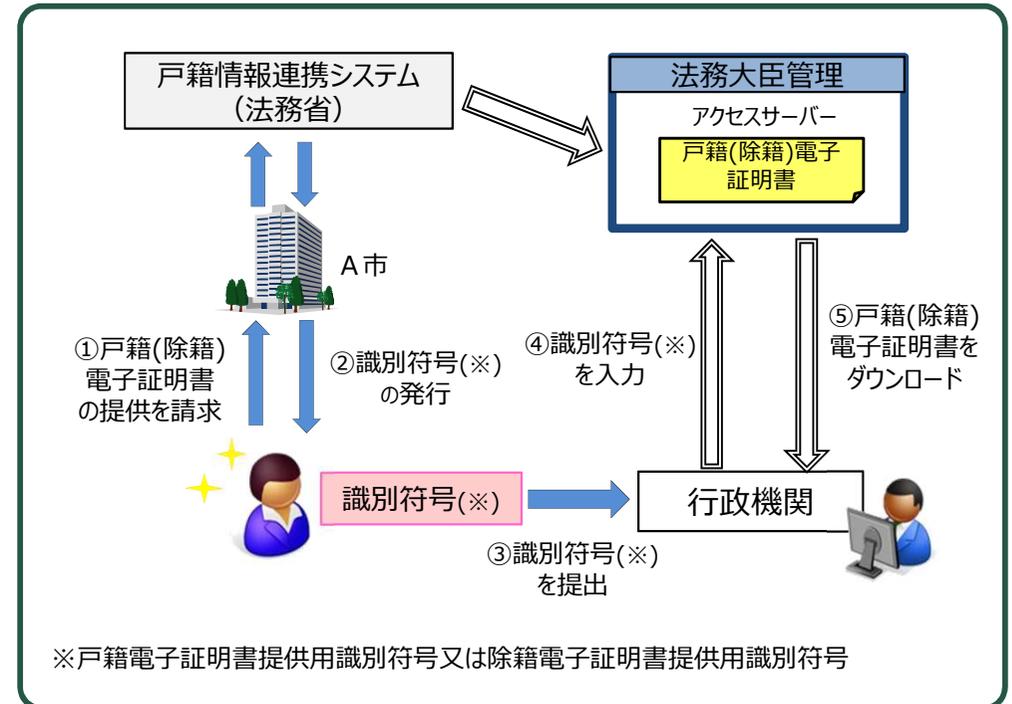
◆ 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



◆ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とする。



◆ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- ・ 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
- ・ 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正内容は以下のとおり。

改正前			改正後		
事務の内容	根拠規定	手数料額	事務の内容	根拠規定	手数料額
戸籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第126条、第120条第1項、第126条	450円	戸籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第120条第1項、 第120条の2第1項 、第126条	450円 <改定なし>
戸籍の記載事項証明書の交付	<改正なし>				
(新規事務)	—	—	戸籍電子証明書提供用識別符 号の発行	第120条の3第2項	400円(徴収し ない場合あり)
除籍謄本等の交付	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、第120条第1項、第126条	750円	除籍謄本等の交付 (広域交付による交付を含む。)	第10条第1項、第10条の2第1項～第5項、第12条の2、 第120条第1項 、 第120条の2第1項 、第126条	750円 <改定なし>
除籍の記載事項証明書の交付	<改正なし>				
(新規事務)	—	—	除籍電子証明書提供用識別符 号の発行	第120条の3第2項	700円(徴収し ない場合あり)
受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、第126条	350円(上質紙は1400円)	受理証明書の交付、届書等の記載事項証明書の交付、 届書等情報内容証明書の交付	第48条第1項、第2項、第117条、 第120条の6第1項 、第126条	350円(上質紙は1400円) <改定なし>
届書等の閲覧	第48条第2項、第117条、第126条	350円	届書等の閲覧、 届書等情報の内容を表示したものの閲覧	第48条第2項、第117条、 第120条の6第1項 、第126条	350円 <改定なし>

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

■ 戸籍（除籍）提供用識別符号の発行に係る事務のうち、手数料を徴収しない場合について

以下に該当する場合は、手数料を徴収する事務から除く予定である。

- ① 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る（※）。）により戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍（除籍）電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）

※情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用する方法（ただし、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行が、電子情報処理組織により自動的に特定したものを情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行われる場合に限る。）

- ② 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍（除籍）電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍（除籍）電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍（除籍）の謄本若しくは抄本又は戸籍（除籍）証明書の請求を行う場合